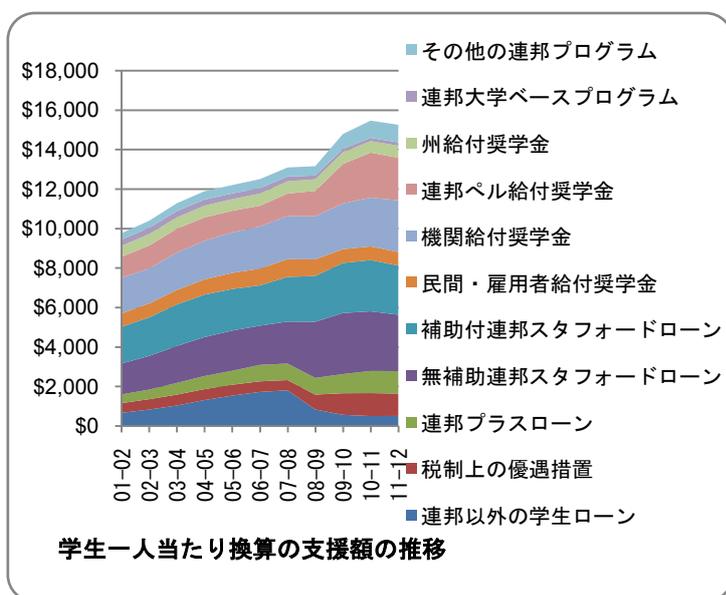


## 【アメリカ】 連邦学生ローン法案をめぐる動向

海外立法情報課 ローラー ミカ

\* 連邦学生ローンの一つである補助付スタフォードローンの金利低減措置の失効(2013年7月1日)をめぐる、連邦議会で論争が続いている。一方で、授業料高騰、過重なローン負担といった背景にある問題への対処も望まれている。

### 1 背景—学生支援をめぐる状況



米国の高等教育の費用が近年高騰している。公立大学の授業料・宿舍等を含む費用を例にとると、学部生の場合で、2000~2001から2010~2011学年度までの10年間に42%増加した(注1)。一方、学生ローン総残高は約1兆ドルにのぼり、住宅ローンに次ぐ規模となっている(注2)。

学生支援額の近年の推移を学生一人当たり換算したのが左図(注3)である。連邦による支

援は1980~90年代に給付奨学金からローンへ重点が移ったが、オバマ政権は給付奨学金も健全に維持していくとして、増額を図っている。なお、民間学生ローンは割合は少ないが、一般に返済条件等が厳しく、6月25日には消費者金融保護局が連邦上院銀行・住宅・都市開発委員会公聴会において問題点を指摘する証言を行っている。

### 2 連邦学生ローンの概要と金利問題の経緯

連邦学生ローンは教育省により実施され、貸与年度は7月1日に開始、翌6月30日に終了する。2010年6月で政府保証の民間ローン(FFEL)の新規貸与が廃止されたため(P.L.111-152)、新たな連邦ローンは、主に連邦政府が資金提供を行うダイレクトローン(FDSL, P.L.103-66)としての①補助付スタフォードローン(経済的必要の要件を満たす者への貸与で、在学中の利息などが補助される。2012年度以降は学部学生のみが対象(P.L.112-25))、②無補助スタフォードローン、③プラスローン(親等への貸与)である。FDSLの金利は、3か月国債利回りに連動していたが、2006年7月以降、固定金利(スタフォードローン6.8%、プラスローン7.9%)となり(P.L.107-139)、さらに、補助付スタフォードローンについては2012年6月までの時限付で、段階的に

3.4%まで引き下げる措置が取られた (P.L.110-84)。そして、2012 年の大統領選挙の争点の一つとなったこの低減措置は、さらに 1 年延長された (P.L.112-141)。2013 年 7 月以降は低減措置が終了し、現行法上は本来の 6.8%に戻ることもとなった。

### 3 第 113 議会における審議

この経緯を受けて、7 月以降の連邦学生ローン金利をめぐって、2014 会計年度予算教書付属書で大統領案が示されるとともに、貸与年度を超えて、連邦議会で論戦が続いている。7 月 22 日現在までの主な法案等は下表に示すとおりである。

	金利	備考
現行法	固定。補助付スタフォード 6.8% (2013.6.30 まで 3.4%)、無補助スタフォード 6.8%、プラス 7.9%。	
大統領予算案	10 年国債利回りに連動し、一定利率 (補助付スタフォード:0.93%、無補助スタフォード:2.93%、プラス:3.93%) を上乗せ。 ----- 最高金利規定せず (注)。貸与後は固定金利。	
H.R.1911 下院共和党案	10 年国債利回りに連動。利回りは、6 月 1 日以前の直近の入札における最高落札利回り (今年度は 1.81%) とし、一定利率 (スタフォードはいずれも 2.5%、プラス:4.5%) を上乗せ。 ----- 最高金利はスタフォード 8.5%、プラス 10.5%。貸与後、変動金利。	2013.5.23 下院通過 (ホワイトハウスは拒否権行使を示唆)
S.953 上院民主党案	補助付スタフォードの金利 3.4%を 2015.6.30 まで延長。	2013.6.6 討論終結動議否決
S.1003 上院共和党案	10 年国債利回りに連動し、一定金利 (いずれも 3.0%) を上乗せ。 ----- 最高金利は規定せず (複数のローンを統合した場合、統合ローンについては 8.25%)。貸与後は固定金利。	2013.6.6 討論終結動議否決
S.1238 上院民主党案	補助付スタフォードの金利 3.4%を 2014.6.30 まで延長。	2013.7.10 討論終結動議否決
S.1334 上院両党共同提出案	10 年国債利回りに連動し、一定金利 (補助付スタフォード、学部生向け無補助スタフォード:2.05%、院生向け無補助スタフォード:3.6%、プラス:4.6%) を上乗せ。 ----- 最高金利は補助付・学部生向け無補助スタフォード 8.25%、院生向け 9.5%、プラス 10.5%。貸与後は固定金利。	2013.7.18CB O (議会予算局)へ提出、 2013.7.22CB O 評価公表。

(注) U. S. Department of Education, *FY 2014 Department of Education Justifications of Appropriation Estimates to the Congress, Volume II, Student Loans Overview*, p.S-13 で、最高金利設定に代えて、所得に応じて毎月の返済を行うプランの拡充により対応すると説明されている。

(出典) 米国議会図書館の立法情報提供システム Congress.Gov 等により筆者作成。

注(インターネット情報は 2013 年 7 月 17 日現在である。)

(1) The National Center for Education Statistics による。<[http://nces.ed.gov/programs/digest/d11/ch\\_3.asp](http://nces.ed.gov/programs/digest/d11/ch_3.asp)>

(2) Federal Reserve Bank of New York による。<[http://www.newyorkfed.org/research/national\\_economy/householdcredit/DistrictReport\\_Q12013.pdf](http://www.newyorkfed.org/research/national_economy/householdcredit/DistrictReport_Q12013.pdf)>

(3) College Board, *Trends in Student Aid 2012* <<http://trends.collegeboard.org/student-aid/figures-tables/ten-year-trend-student-aid-and-nonfederal-loans-fte>>の図表を基に筆者作成。